

【関東信越厚生局長への届出事項】

1 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

・ 機能強化加算	・ 薬剤管理指導料
・ 医療DX推進体制整備加算	・ 地域連携診療計画加算
・ 一般病棟入院基本料	・ 別添1の「第14の2」の1の(1)に規定する在宅療養支援病院
・ 療養病棟入院基本料	・ 往診料の注10に規定する介護保険施設等連携往診加算
・ 救急医療管理加算	・ 在宅時医学総合管理料及び施設入所時等医学総合管理料
・ 診療録管理体制加算1	・ 在宅がん医療総合診療料
・ 医師事務作業補助体制加算2	・ 在宅患者訪問褥瘡管理指導料
・ 重症者等療養環境特別加算	・ 検体検査管理加算(Ⅱ)
・ 療養病棟療養環境改善加算1	・ CT撮影
・ 医療安全対策加算2	・ 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)
・ 感染対策向上加算2	・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
・ 後発医薬品使用体制加算1	・ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
・ データ提出加算	・ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
・ 入退院支援加算	・ 輸血管理料(Ⅱ)
・ 認知症ケア加算	・ 輸血適正使用加算
・ せん妄ハイリスク患者ケア加算	・ 看護職員処遇改善評価料33
・ 協力対象施設入所者入院加算	・ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
・ 地域包括ケア病棟入院料1及び地域包括ケア入院医療管理料1	・ 入院ベースアップ評価料41
・ 入院時食事療養／生活療養(Ⅰ)	・ 外来データ提出加算
・ 院内トリアージ実施料	・ 在宅データ提出加算
・ 夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算	・ リハビリテーションデータ提出加算
・ がん治療連携指導料	

2 当院は入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。